

平成 27 年 8 月 18 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ナ リ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 村 上 憲 郎
(コード番号：6079 東証マザーズ)
問 合 せ 先 コーポレートコミュ 白 土 朋 之
ニケーション室長
(TEL. 03-5284-8326)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、平成 27 年 3 月 24 日、関東財務局に提出いたしました平成 26 年 12 月期の内部統制報告書に開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載しておりましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、平成 26 年 10 月、一部の WEB サイトの書き込みにより、過去の一部の取引に関して不適切な会計処理のおそれが発覚したため、平成 26 年 11 月 7 日、社内調査委員会を設置し、当初問題視された取引を中心に取引に至る経緯及びその会計処理の妥当性の検証を含めた調査を行いました。かかる社内調査の結果、当該取引以外にも不適切な会計処理があることが判明したため、本取引及びその他の過去の取引について、より客観的・網羅的な調査を行い事実関係及び発生原因の解明や再発防止策の提言等を行うことを目的として平成 26 年 11 月 20 日、第三者調査委員会を設置いたしました（平成 26 年 11 月 20 日付「第三者調査委員会の設置に関するお知らせ」にて公表済み）。平成 26 年 12 月 12 日、第三者調査委員会から調査報告書を受領した結果、前代表取締役社長及び前取締役会長が関与した案件について平成 25 年 12 月期第 3 四半期以降の売上計上等に関し不適切な会計処理が行われたことが判明いたしました（平成 26 年 12 月 12 日付「第三者調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表済み）。

不適切な会計処理の発覚を受け、平成 26 年 12 月 12 日に平成 25 年 12 月期第 3 四半期から平成 26 年 12 月期第 2 四半期までの有価証券報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

平成 26 年 12 月 19 日に第三者調査委員会から受領した追加報告書（平成 26 年 12 月 19 日付「第三者調査委員会からの追加報告書の受領及び再発防止策に関するお知らせ」にて公表済み）を基に不適切な会計処理の発生原因を分析・評価した結果、不適切な会計処理を引き起こした内部統制の不備のうち、当事業年度の末日における開示すべき重要な不備は、以下のとおりであると認識しております。

- (1) 取引の適正性確保のための体制不備
 - ① 与信管理体制の不備による牽制機能の不全
 - ② 取締役会の審議における十分な情報提供の不備
- (2) コーポレートガバナンスの不備

- ① 取締役会の監視・牽制機能の不全
- ② 売上を過度に重視した経営方針
- ③ 経営管理部門の人的リソースの不足
- ④ 内部監査の独立性・専任制欠如
- ⑤ コンプライアンス体制とコンプライアンス意識の欠如

2. 事業年度末日までには是正できなかった理由

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、再発防止策を作成し、是正を図ってまいりました。

しかしながら、十分な措置を講じる期間及び運用期間を確保することができなかったため、上記の全社的な内部統制、決算・財務報告プロセス、業務プロセスに関連する内部統制の不備が解消したといえる状況に至っていないものと判断いたしました。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

開示すべき重要な不備を是正するために、平成 26 年 12 月 19 日付「第三者調査委員会からの追加報告書の受領及び再発防止策に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、以下の再発防止策を策定し、全社員一丸となって取り組んでおります。

翌事業年度においては、平成 27 年 4 月 30 日付「再発防止策の進捗状況に関するお知らせ」にて、再発防止策の進捗状況について公表しておりますが、再発防止策を着実に推進し、株主及び取引先の皆様をはじめとするステークホルダーからの信頼回復を目指しております。

- (1) コーポレートガバナンスの見直し
 - ① 経営管理部門の強化（CFO の招聘と経理財務部門の人員強化）
 - ② 社外取締役の増員
 - ③ 社外監査役による監視・監督機能の強化
 - ④ 経営監視委員会の設置
 - ⑤ 内部監査室の充実
 - ⑥ 法務・内部統制部門の設立
- (2) 売上を過度に重視する経営方針の見直し
- (3) 適切な決裁手続きの構築
- (4) 法令遵守体制の強化
 - ① 決裁手続きに関する社内規定の運用改善
 - ② 内部通報制度の整備
 - ③ 全役員・全従業員に対する不正防止教育の徹底
- (5) 電源開発事業部の見直し
- (6) IR 制度の改善

4. 財務諸表等に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、社内調査及び第三者調査委員会による調査の結果特定され、すべて財務諸表に反映しております。

5. 財務諸表の監査報告書における監査意見

無限定適正意見であります。

以上